

## 商品概要書

令和7年1月6日現在

1. 商品名	特別金利定期預金
2. 利用対象者	個人（個人事業主）および法人
3. 募集期間	令和7年1月6日（月）～令和7年3月31日（月）
4. 預入期間	1年（元金継続または元利金継続のお取扱いに限ります）
5. 預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入方式 （5）預入条件	一括預入 1契約あたり50万円以上1,000万円未満（契約数に上限なし） 1円単位 通帳式定期預金のみ（総合口座・証書式不可） <b>新たな資金での預入に限ります。</b> <b><u>※新たな資金とは原則、他行預金や現金、令和6年10月1日以降の保険金等や給与・年金振込、売上入金等を原資とした資金のことで。</u></b>
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しします。
7. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	スーパー定期預金1年物の店頭表示金利に0.2%（税引前）を上乗せ ※適用金利は当初契約日から初回満期日までとし、自動継続後はスーパー定期1年物の店頭表示金利が適用となります。 ※定期預金満期日以降のお利息は、解約日または書替日における当金庫所定利率により計算します。 払戻時に一括してお支払いします。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。
8. 税金	個人の利息には源泉分離課税20.315%（所得税・復興特別所得税15.315%、地方税5%）が適用となります。法人は総合課税となります。 ※マル優はご利用いただけません。 ※令和19年（2037年）12月31日までの間に支払いを受ける利子等については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。
9. 中途解約取扱い	満期日前に解約する場合は所定の期限前解約利率が適用されます。
10. 金利情報の入手方法	金利はホームページまたは窓口までお問い合わせ下さい。
11. 預金保険制度	付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円まで（決済用預金を除く）とその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護の対象となります。
12. 苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	<b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または本部、リスク管理統括部お客さま相談担当（9時～17時、電話：042-972-8176）にお申し出ください。 <b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等ならびに埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客さま

	<p>相談担当、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）          または関東地区しんきん相談所（9時～17時 電話：03-5524-5671）          にお申し出ください。また、お客さまからの上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）          または埼玉弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
13. その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭でのお取り扱いのみとなります。</li> <li>・ATM、インターネットバンキングでのお取り扱いはしていません。</li> <li>・預入にあたり本人確認が必要となる場合があります。</li> <li>・金利情勢の大幅な変化があった場合、本商品のお取り扱いを終了させていただく場合がございます。</li> </ul>

商号等：飯能信用金庫  
 登録金融機関：関東財務局長（登金）第203号